

品川区フリースクール等利用料助成金交付要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日 教育長決定 要綱第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、フリースクール等に通う児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付要綱（令和 6 年 4 月 30 日付 6 生総企第 51 号。以下「都要綱」という。）に基づき東京都が決定する助成金の交付決定者（以下「都助成金交付決定者」という。）に対し、品川区がフリースクール等利用料助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不登校の児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童または学齢生徒であり、欠席日数にかかわらず、何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因または背景によって、当該児童・生徒が在籍する学校へ登校しないまたはすることができない状況にあるものをいう。

(2) 保護者

次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 児童・生徒の親権者

イ 児童・生徒に親権者がいない場合は、当該児童・生徒の未成年後見人

ウ 児童・生徒の親権者および未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者（以下「主たる生計維持者」という。）

(ア) 児童・生徒を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 9 号および第 292 条第 1 項第 9 号の扶養親族としている者

(イ) 児童・生徒を健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 7 項の被扶養者としている者

(ウ) 児童・生徒に係るひとり親家庭等医療費助成制度に基づく医療証を有する者

(エ) 児童・生徒に係る児童扶養手当証書を有する者

エ 児童・生徒の親権者または未成年後見人が存在するが、フリースクール等の利用料を負担することが困難な場合は、児童・生徒と現に生計を一にする主たる生計維持者

(3) フリースクール等

次に掲げる要件にいずれにも該当する民設・民営の通所型施設をいう。

ただし、法令等により設置・認可等がされている施設を除く。

- ア 児童・生徒に対する支援を行うことを主たる目的として、活動していること
- イ 児童・生徒の健全育成を図っていること
- ウ 児童・生徒の在籍する学校および品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）との連携・協力体制が構築できること
- エ 児童・生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、当該児童・生徒が在籍する学校に報告することができること
- オ 学校の課業時間に開所していること
- カ ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにする等、保護者等に対して、適切に情報提供を行っていること
- キ 施設運営者の親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する者。）のみを利用対象としていないこと
- ク この要綱による助成金の交付に必要な範囲において、教育委員会によるヒアリングおよび現地確認を承諾すること
- ケ 政治活動または宗教活動を主たる目的として活動していないこと。
- コ 施設の運営主体が暴力団（品川区暴力団排除条例（平成 24 年品川区条例第 34 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- サ 施設の運営主体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団等（暴力団ならびに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと
- シ 都要綱に基づく助成金（以下「都助成金」という。）の交付決定対象施設であること。

(4) 利用料

フリースクール等から定期的または利用の都度請求される料金のうち児童・生徒に対する支援の提供に係る対価のことをいい、入会金のほか利用料とは別に請求される料金を除く。

（助成対象者）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する児童・生徒の保護者を助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

- ア 都助成金交付決定者であること
 - イ 第5条に定める助成対象期間に児童・生徒が品川区立学校に在籍していること
 - ウ 都助成金を除く同様の助成金を受給していないこと
- (2) その他、教育長が助成対象者と認めた者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、児童・生徒がフリースクール等を利用するに当たり助成対象者が支出する利用料とする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、児童・生徒がフリースクール等への通所を開始した月（通所の開始が申請年度以前である場合には、当該年度の4月）からフリースクール等への通所を終了する月（通所の終了が翌年度以降となる見込みである場合には、当該年度の3月）までとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、児童・生徒1人につき、月額2万円を上限とし、助成対象経費から都助成金を控除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請および請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める期間に、品川区フリースクール等利用料助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に教育長が必要と認める書類を添付し教育長に対し申請するものとする。

- 2 前項の申請は、品川区電子申請サービスによる申請に代えることができる。

(交付決定)

第8条 教育長は、申請書の提出があつた場合はその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは品川区フリースクール等利用料助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、助成金の不交付を決定したときは品川区フリースクール等利用料助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(交付方法)

第9条 助成金は、助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）の預金口座に直接振り込むものとする。

(変更の届出)

第10条 交付決定者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、品川区フリースクール等利用料助成金変更承認申請書兼請求書（第4号様式）により速やかに教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の変更承認申請を受けたときは、その内容を審査し、変更承認の可否を決定する。変更を承認したときは品川区フリースクール等利用料助成金変更承認通知（第5号様式）により、変更を承認しなかったときは品川区フリースクール等利用料助成金変更不承認通知（第6号様式）により、当該変更承認に係る申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第11条 教育長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合または都助成金の交付決定が取り消された場合は、助成金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、品川区フリースクール等利用料助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知する。

(助成金の返還)

第12条 教育長は、前条の規定による助成金交付決定の取消しにより過払いとなるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第 1 号様式(第 7 条関係)

品川区フリースクール等利用料助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

品川区教育長 様

私は、東京都フリースクール等利用者等支援事業実施要綱第 3 条第 1 項に定めるフリースクール等利用者支援事業助成金（以下「都助成金」という。）の交付決定を受けたため、品川区フリースクール等利用料助成金交付要綱第 7 条の規定により、助成金の交付を申請します。また、交付が認められた場合は下記の口座に振り込んでください。

1 申請者である保護者

住所			
ふりがな 氏名		児童・生徒との続柄	
連絡先(電話番号)	— —		

2 児童・生徒

在籍校の名称・学年	学校・学園	第 学年
ふりがな 氏名		
生年月日	年 月 日	

3 在籍しているフリースクール等

施設の名称	
-------	--

4 助成金申請額等

申請する期間 ※該当期間に☑をいれてください	☐ 第 1 期：4 月～6 月 ☐ 第 2 期：7 月～9 月 ☐ 第 3 期：1 0 月～1 2 月 ☐ 第 4 期：1 月～3 月	
助成対象経費	円	※第 1 号様式別紙の助成対象経費の合計をご記入ください。
助成金申請額	円	※第 1 号様式別紙の助成金申請額の合計をご記入ください。

5 振込先口座(□ 年 月 日に申請した口座に振り込んでください。)

※本助成金を申請したことがある方で振込先口座に変更がない場合は、上記に☑をしていただき、申請した日付をご記載ください。この場合、下記口座情報については記載不要です。

口座 名義	フリガナ													
	氏名													
振込 口座	金融機関名 (コード 4 桁)				銀行 信用金庫 信用組合	支店名 (コード 3 桁)			本店 支店 出張所					
	口座の種類				該当に○ 普通・当座	口座番号								

6 契約・同意事項 ※全ての項目を確認し、□に☑してください。

☐以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 交付の可否の審査に当たり、私と申請児童・生徒の住民基本台帳・申請児童・生徒の在籍校、特別区民税・都民税に関する情報を品川区教育委員会が閲覧すること
- ② 今回申請しているフリースクール等の利用料について、都助成金以外に利用料に係る助成金等を受けていません。
- ③ 申請後、児童・生徒の転校等により受給条件を充たさなくなった場合、また、都助成金の交付内容に変更が生じた場合は速やかにその旨届け出ます。

7 申請に必要な書類

- (1) 東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書の写し
- (2) 品川区フリースクール等利用料助成金利用状況実績報告書(第1号様式別紙)
- (3) 領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し
- (4) 申請者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)の写し
- (5) 振込先の預金口座が確認できる通帳等の写し

※複数期間申請される場合は、当該すべての期間における領収書等の書類の写しが必要となります。

※申請者の方の支払い要件を確認するために追加で書類を提出していただく場合があります。

品川区フリースクール等利用料助成金利用状況実績報告書

1 利用状況報告

申請する期間			助成対象経費：A (利用料)	都助成金：B	助成金申請額：C (A－B)
年	第1期	4月	円	円	円
		5月	円	円	円
		6月	円	円	円
	第2期	7月	円	円	円
		8月	円	円	円
		9月	円	円	円
	第3期	10月	円	円	円
		11月	円	円	円
		12月	円	円	円
年	第4期	1月	円	円	円
		2月	円	円	円
		3月	円	円	円
助成対象経費の合計 【(A)の合計】			円	助成金申請額 【(C)の合計】	円

※助成金申請額は、保護者が負担した当該期間の助成対象経費から都助成金額を差し引いた金額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を月額2万円を上限にご記入ください。

第2号様式(第8条関係)

文書番号
年 月 日

様

品川区教育委員会
教育長

(公印省略)

品川区フリースクール等利用料助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区フリースクール等利用料助成金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 在籍学校名

3 利用施設名

4 児童・生徒名

5 助成対象期間

6 交付条件

偽りその他不正の手段により助成金を受けたときまたは都助成金の交付決定が取り消された場合は、助成金の返還を命ずることがある。

第3号様式(第8条関係)

文書番号
年 月 日

様

品川区教育委員会
教育長
(公印省略)

品川区フリースクール等利用料助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区フリースクール等利用料助成金について、下記の理由により交付できませんので通知します。

記

1 不交付理由

品川区教育長 様

保護者 氏 名
住 所
電話番号

品川区フリースクール等利用料助成金変更承認申請書兼請求書

先に申請した品川区フリースクール等利用料助成金について、下記の事項に変更がありましたので、品川区フリースクール等利用料助成金交付要綱第9条の規定により申請します。助成金申請額の変更が認められた場合は口座に振り込んでください。

記

※変更が生じた事項に☑をして変更後の情報を記載してください。

1 申請者である保護者

☐ 住所			
☐ ふりがな 氏名		本人との続柄	
☐ 連絡先(電話番号)	— —		
事実発生日	年 月 日		

2 児童・生徒

☐ 在籍校の名称・学年	学校・学園	第 学年
☐ ふりがな 氏名		
事実発生日	年 月 日	

3 在籍しているフリースクール等

☐ 施設の名称	
事実発生日	年 月 日

4 ☐振込先口座の変更

口座 名義	フリガナ													
	氏名													
振込 口座	金融機関名 (コード4桁)				銀行 信用金庫 信用組合		支店名 (コード3桁)			本店 支店 出張所				
	口座の種類				該当に○ 普通・当座		口座番号							

5 ☐助成金申請額の変更（変更後の金額を記載してください。）

助成対象経費	円	※【内訳】の助成対象経費の合計をご記入ください。
助成金申請額	円	※【内訳】の助成金申請額の合計をご記入ください。
既助成金受領額	円	※【内訳】の既助成金受領額の合計をご記入ください。
追加請求額	円	※【内訳】の追加請求額の合計をご記入ください。

【内訳】（変更後の金額を記載してください。）

申請する期間			助成対象経費 (利用料) A	都助成金 B	助成金申請額 C (A－B)	既助成金 受領額 D	追加請求額 E (C－D)
年	第 1 期	4 月	円	円	円	円	円
		5 月	円	円	円	円	円
		6 月	円	円	円	円	円
	第 2 期	7 月	円	円	円	円	円
		8 月	円	円	円	円	円
		9 月	円	円	円	円	円
	第 3 期	1 0 月	円	円	円	円	円
		1 1 月	円	円	円	円	円
		1 2 月	円	円	円	円	円
年	第 4 期	1 月	円	円	円	円	円
		2 月	円	円	円	円	円
		3 月	円	円	円	円	円
合計			円	円	円	円	円

※助成金申請額は、保護者が支出した当該期間の助成対象経費から東京都の助成金額を差し引いた金額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を月額2万円を上限にご記入ください。

6 申請者である保護者、または児童・生徒に関する情報について変更がある場合、下記の同意事項をご確認いただき、□に☑してください。（連絡先のみの変更の場合は必要ありません。）

☐ 以下の同意事項について確認し、同意します。

・変更事項の確認にあたり、私と申請児童・生徒の住民基本台帳・申請児童・生徒の在籍校、特別区民税・都民税に関する情報を品川区教育委員会が閲覧すること

7 申請に必要な書類

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 東京都フリースクール等利用者支援事業助成金変更承認通知書の写し

※在籍している施設、都助成金額等に変更があった場合のみ

(3) 振込先の預金口座が確認できる通帳等の写し

※振込先口座に変更があった場合のみ

第5号様式(第10条関係)

文書番号
年 月 日

様

品川区教育委員会
教育長

(公印省略)

品川区フリースクール等利用料助成金変更承認通知

年 月 日付で申請のあった品川区フリースクール等利用料助成金の内容変更について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 承認内容

「品川区フリースクール等利用料助成金変更承認申請書兼請求書（第4号様式）」のとおり

2 変更承認後の交付決定額（当該事項に係る変更があった場合のみ記載）

助成対象期間

交付決定額 金 円

追加支給額 金 円

3 交付条件

偽りその他不正の手段により助成金を受けたときまたは都助成金の交付決定が取り消された場合は、助成金の返還を命ずることがある。

第6号様式(第10条関係)

文書番号
年 月 日

様

品川区教育委員会
教育長

(公印省略)

品川区フリースクール等利用料助成金変更不承認通知

年 月 日付で申請のあった品川区フリースクール等利用料助成金の内容変更について、承認しないことに決定したので通知します。

記

1 不承認理由

第7号様式(第11条関係)

文書番号
年 月 日

様

品川区教育委員会
教育長

(公印省略)

品川区フリースクール等利用料助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で決定した品川区フリースクール等利用料助成金について、下記のとおり交付決定を取り消すことを決定しましたので、通知します。

記

- 1 保護者氏名
- 2 児童・生徒氏名
- 3 学年
- 4 在籍学校名
- 5 取消決定年月日
- 6 取消しの理由